

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

証拠申出書

令和7年11月28日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被 告 宮 部 龍 彦

被 告 示現舎合同会社

上記代表社員 宮 部 龍 彦

第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町4-1(新潟県教育委員会)

丸山 綾子(当時・新潟県立荒川高等学校校長) (呼出・主尋問 30分)

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町4-1(新潟県教育委員会)

長谷川 雅一(当時・新潟県教育次長) (呼出・主尋問 30分)

2 立証の趣旨

(1) 原告らは、本件記事が「被差別部落」を暴露し差別を助長するものであると主張しているが、被告としては、荒川高校生徒自死事件および確認会における荒川高校・県教委・部落解放同盟の関与が、同和行政の現在の姿を示すものであり、これを市民に知らせることには高度の公共性・公益性があると主張している。

(2) しかし、現時点で提出されている文書(乙1、乙8-5ほか)だけでは、確認会の具体的なやりとりの全体像や、県教委がどの程度主体的に関与して

いたのかという点が十分明らかではない。

- (3) 本件では、被告の表現行為が公共性・公益目的・真実性(又は真実相当性)を備えているか否かが主要な争点の一つであり、その判断の前提として、確認会の性格・実態、及び県教委と部落解放同盟との関係の具体像を事実として確定する必要がある。
- (4) 証人尋問の趣旨は、確認会の場で何が行われたかという事実関係を明らかにすることと、新潟県の教育行政における部落問題の位置づけ的一般論を確認するものであって、生徒や保護者のプライバシーに立ち入るものではない。
- (5) 上記 2 名の証人は、いずれも確認会の中心的関係者であり、その証言は上記争点の判断に不可欠である。文書のみでは代替し難い性質の証拠であるから、証人尋問による証拠調べを採用されたい。

3 尋問事項

以下の尋問においては、生徒・保護者の氏名その他個人の特定につながる情報には立ち入らないものとする。

- (1) 丸山綾子証人
- ア 令和 5 年 2 月 3 日に開催された「荒川高校生徒自死事件確認会」の開催経緯、出席者、当日の進行及び使用資料の内容。
- イ 同確認会において、部落解放同盟新潟県連合会から出された問題提起・要請の内容と、それに対する学校側の発言・対応。
- ウ 同確認会以前・以後を通じた、荒川高校と部落解放同盟との関係(同和教育・部落問題学習に関する助言・指導等を含む)。
- (2) 長谷川雅一証人

- ア 上記確認会における県教委の関与(開催の決定過程、職員の出席、会議における県教委職員の発言内容)。
- イ 新潟県教育委員会と部落解放同盟新潟県連合会との協議・連携の実態(とりわけ学校現場における人権・同和教育との関係)。
- ウ 本件確認会及びその後の対応を通じて、県教委が新潟県内の当該地域をどのように位置づけているか。

以上